

16 軽油引取税の課税状況

(1) 軽油の引取数量の状況

区 分		数 量 ・ 件 数	
引 取 数 量 ①		240,978 kl	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		19,818 kl	
差 引 ①－② ③		221,160 kl	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	2,090 kl	
	元 売 業 者 0.3/100	36 kl	
計 ④		2,126 kl	
課 税 標 準 量 ③－④ ⑤		219,034 kl	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量 (旧法700の3 ③)	kl	
	課税対象とならない数量	kl	
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (旧法700の3 ④)	kl	
	課税対象とならない数量	kl	
	炭化水素油の消費量 (旧法700の3 ⑤)	336 kl	
	課税対象とならない数量	10 kl	
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額 (旧法700の4 ①V)	kl	
	課税対象とならない数量	kl	
	みなす課税された軽油の輸入量 (旧法700の4 ①VI)	kl	
	その他	403 kl	
	課税対象とならない数量	4 kl	
	計 ⑥	739 kl	
	課税対象とならない数量の計 ⑦	14 kl	
	課 税 標 準 量 ⑥－⑦ ⑧	725 kl	
合 計 ⑤＋⑧		219,759 kl	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0 件
		登 録 数	18 件
		事 務 所 等 の 数	27 件
	特 約 業 者	本 店 の 数	45 件
		登 録 数	148 件
		事 務 所 等 の 数	262 件
	計	本 店 の 数	45 件
		登 録 数	166 件
		事 務 所 等 の 数	289 件
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	1 件
		事 務 所 等 の 数	4 件
	そ の 他 の 者	本 店 の 数	件
事 務 所 等 の 数		件	

- (注) 1. 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう (旧法700の11③)。
2. 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量 (旧法700の3⑥)、特約業者の自己消費 (旧法700の4①I)、元売業者の自己消費 (旧法700の4①II)、免税軽油の譲渡 (旧法700の4①III)、免税軽油の用途外使用 (旧法700の4①IV) によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給 (旧法700の16④ (旧法700の19⑤の準用含む)) により課税された軽油の合計数量をいう。
3. 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量 (旧法700の3⑥)、特約業者の自己消費 (旧法700の4①I) 及び元売業者の自己消費 (旧法700の4①II) によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

区 分	免税軽油使用者数等 ①	数 量 (kl) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
			件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)
鉄 鋼 業										
電 気 供 給 業										
汽力発電装置の助燃										
ガスタービン発電装置										
地 熱 資 源 開 発 事 業										
鉱 物 の 採 掘 事 業	31	4,862								
と び ・ 土 工 工 事 業	5	562								
鉱 さい バ ラ ス 製 造 業										
化 学 工 業										
エチレン等の原料の用途										
硝安油剤爆薬の原料の用途										
ポリプロピレンの製造工程等										
石 油 製 品 製 造 業										
本 則 適 用										
附 則 適 用										
港 湾 運 送 業										
倉 庫 業										
貨 物 利 用 運 送 事 業										
第一種貨物利用運送事業										
第二種貨物利用運送事業										
鉄 道 貨 物 積 卸 業										
航 空 運 送 サ ー ビ ス 業										
廃 棄 物 処 理 事 業										
地 方 公 共 団 体										
地方公共団体の長の許可等を受けた者										
国土交通大臣の許可を受けた者										
木 材 加 工 業	7	40								
木 材 市 場 業	2	24								
バ ー ク たい 肥 製 造 業	1	54								
自 動 車 教 習 所 業	1	2								
索 道 事 業	3	202								
ゴ ル フ 場 業	2	12								
小 計 (B)	208	6,571								
アメリカ合衆国軍隊関係(C)										
外国公館等の暖房用ボイラー関係(D)										
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)	266	19,818								

旧法第七百六条の六